

令和元年度9月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
税務課	登記課税連携支援業務	11,836	1
子育て支援課	幼児教育・保育無償化への対応業務	28,494	2~4

計 2 事業

令和元年度 9 月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	登記課税連携支援業務			担当課	税務課
事業実施期間	令和元年度～ 年度	款	2	項	2	目	2
平成 30 年度		平成 29 年度			平成 28 年度		
予算額	決算額	決算額			決算額		
千円	千円	千円			千円		
令和元年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)						
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他 一般財源
11,836 千円							11,836

○事業の目的・効果

現在、土地や家屋の登記情報（売買や相続、土地の分合筆など）は、職員が法務局に出向いて紙で受領し、窓口の閲覧サービスに使用する紙の土地・家屋台帳への加除作業、固定資産税の基幹システム（課税台帳）への入力作業のほか、GIS 地図（地番図、家屋位置図、地籍図）システムの修正業務に活用している。

令和 2 年 1 月に LGWAN 回線（総合行政ネットワーク）による登記情報のオンライン提供が始まることから、登記の電子データを活用するため、電子の土地・家屋台帳の整備、固定資産税の課税台帳への連携、GIS 地図システムの 3 業務を 1 つのシステムで運用する仕組みを構築し、入力作業の省力化など事務の効率化を図るもの。

○事業の内容

登記情報（登記済通知書）や課税台帳との連携機能を持った GIS 地図システムを導入する。

- ・ 登記済通知書（年間約 3,300 件）電子データのオンライン受領
- ・ 土地台帳・家屋台帳の電子化
- ・ 土地台帳・家屋台帳の加除を自動化
- ・ 土地の課税台帳の修正入力（年間 2,300 件）を省力化
- ・ GIS 地図システム（地番図、家屋位置図、地籍図）の修正入力を自動化

○積算根拠

【歳出】

登記課税連携支援システム委託料 11,836 千円

令和元年度 9 月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	幼児教育・保育無償化への対応業務				担当課	子育て支援課
事業実施期間	令和元年度	款	3	項	2	目	2 ※一部は 9-1-3	
平成 30 年度		平成 29 年度				平成 28 年度		
予算額	決算額	決算額				決算額		
千円	千円	千円				千円		
令和元年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							一般財源
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	
28,494 千円	10,770	11,449		△1,337				7,612

○事業の目的・効果

令和元年 10 月から開始される幼児教育・保育の無償化において、必要となる事務費及び新たに子育てのための施設等利用給付として、幼稚園、認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用に要する費用についても無償化の対象とされたことにより、必要となる給付費を計上する。

また、幼稚園において、認定こども園の 1 号認定（教育）と同様に年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び小学校 3 年生以下で第 3 子以降に当たる子どもに係る給食の副食費について月額 4,500 円を上限に補足給付を実施する。

なお、歳入における公立保育園の副食費保護者負担金について、当初予算では月額 5,300 円としていたものを月額 4,500 円とすることにより差額分を減額する。

○事業の内容

<無償化対応事務費>

- ・ 主に子育てのための施設等利用給付事業についての認定申請や給付費申請のシステム入力業務のためのパート職員を 1 人配置する。
- ・ 再生紙やファイルの消耗品費、通知等郵送用封筒の印刷及び通信運搬費、保育園の副食費の口座振替手数料を計上する。
- ・ 申請受付用パソコン及び携帯型翻訳機を購入する費用を計上する。
- ・ 幼稚園授業料の無償化に対応するためのシステム改修を行う。

※令和元年度中の幼児教育・保育の無償化に係る事務費は、全額が子ども・子育て臨時交付金で財源措置される。

<制度の概要>

① 子育てのための施設等利用給付事業

幼稚園授業料・・・当初予算に計上済。

☆就園奨励費補助金対象の幼稚園

●全園児（満 3 歳入園児含む）

- ・ 授業料（保育料）は月額上限 25,700 円まで無償になる。
（入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象に含まれる。）
- ・ ただし、園で別途徴収する、給食費、通園バス代、教材費、行事参加費等の実費は今まで通り保護者の負担となる。

預かり保育の利用料

☆認定こども園

- 1号認定（教育）であるが保育の必要性のある子ども（満3歳入園児は住民税非課税世帯に限る）
 - ・保護者の就労や疾病・介護等の理由（保育が必要な理由）がある人に限り、預かり保育の利用料金が補助される（上限日額450円まで）。
- ※保育が必要な理由のない児童が預かり保育を利用しても補助されない。また、就労等をしていても月60時間未満など規定に満たない就労等の場合は対象外となることがある（保育園と同様の基準で、市で審査する）。

☆就園奨励費補助金対象の幼稚園

- 保育の必要性のある子ども（満3歳入園児は住民税非課税世帯に限る）
 - ・認定こども園と同じ。

認可外保育施設等の利用料

☆認可外保育、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター

- 保育の必要性がありながらも認可保育所や認定こども園等を利用できていない子どもに限られる。
- 3歳児から5歳児までの子ども
 - ・月額37,000円までの利用料が無償となる。
- 0歳児から2歳児までの子ども（住民税非課税世帯に限る）
 - ・月額42,000円までの利用料が無償となる。

②幼稚園の副食費に係る補足給付事業

☆就園奨励費補助金対象の幼稚園

- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、または3歳から小学校3年生までの児童で数えて3人目以降に当たる子ども
 - ・給食のおかずやおやつ等にかかる材料費（副食材料費）について、月額4,500円を上限に給付が受けられる。

③公立保育園の副食費

☆公立保育園

- 3歳児以上の子ども
 - ・食事の提供に要する費用について、主食費に加え新たに副食費（おかず、おやつ等）も保護者の負担となる。
 - ・公立保育園の副食費は月額4,500円とする。
 - ・ただし、市町村民税所得割合算額が下の表の額未満である世帯の子どもに係る副食費及び下の表に該当する第3子以降の子どもに係る副食費については免除となる。

【副食費の支払を免除される者】

認定	市町村民税所得割合算額	第3子
3歳児以上の保育認定子ども	57,700円未満 (ひとり親家庭等は、77,101円未満)	小学校就学前までの子どものうち、3番目以降である者

○積算根拠

【歳出】

- 無償化対応事務費 6,414 千円
 - パート職員賃金 申請書データ入力業務等 264 千円
 - 消耗品費 再生紙等 20 千円
 - 印刷製本費 通知書等送付用封筒 26 千円
 - 通信運搬費 通知書等送付 107 千円
 - 振替手数料 副食費口座振替 22 千円
 - 備品購入費 申請受付用パソコン、携帯型翻訳機 181 千円
 - システム改修業務委託料 幼稚園授業料無償化対応分 5,794 千円・・・款9教育費に計上

- 子育てのための施設等利用給付 20,460 千円
 - 幼稚園又は認定こども園の預かり保育の利用 10,200 千円
 - 認可外保育施設の利用 3,630 千円
 - 病児・病後児保育施設の利用 600 千円
 - 一時保育の利用 5,556 千円
 - ファミリーサポートセンターの利用 474 千円

- 副食費に係る補足給付費 1,620 千円
 - 幼稚園の副食費に対する補足給付費 1,620 千円・・・款9教育費に計上

【歳入】

- 無償化対応事務費分 6,414 千円
 - 子ども・子育て臨時交付金 620 千円
 - 県費 幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金 5,794 千円

- 子育てのための施設等利用給付分 20,460 千円
 - 子ども・子育て臨時交付金 $20,460 \text{ 千円} \times 1/4 = 5,115 \text{ 千円}$
 - 国費 子育て支援施設等利用給付交付金 $20,460 \text{ 千円} \times 1/2 = 10,230 \text{ 千円}$
 - 県費 子育て支援施設等利用給付費補助金 $20,460 \text{ 千円} \times 1/4 = 5,115 \text{ 千円}$

- 幼稚園の副食費に係る補足給付事業分 1,080 千円
 - 国費 子ども・子育て支援交付金 $1,620 \text{ 千円} \times 1/3 = 540 \text{ 千円}$
 - 県費 私立幼稚園等授業料軽減補助金 $1,620 \text{ 千円} \times 1/3 = 540 \text{ 千円}$

- 公立保育園の副食費分 ±0 千円
 - 保育園副食費保護者負担金 $\Delta 1,337 \text{ 千円}$
 - 子ども・子育て臨時交付金 1,337 千円

※子ども・子育て臨時交付金は一般財源となる。